

【参考資料】

**これまでの原油価格高騰・
下請対策について**

平成19年12月11日

**原油高騰・下請中小企業に関する
緊急対策関係閣僚会議**

1. 中小企業など業種横断対策

資金繰り支援・金融円滑化

- ・セーフティネット貸付・保証等により、原油価格上昇の影響のため、売上げや業績が落ち込んでいる中小企業者等に対して、幅広くきめ細やかに資金を供給する。

融資・保証承諾件数：5,401件、金額：992億円
(平成17年9月20日～平成19年11月末実績)

窓口・相談体制の整備

- ・政府系中小企業金融3機関(中小企業金融公庫・国民生活金融公庫・商工組合中央金庫)、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会及び各経済産業局に特別相談窓口(現在943箇所)を設置。
相談件数：6,443件 (平成17年9月20日～平成19年11月末実績)
- ・公正取引委員会本局、中小企業庁及び各地方事務所等の一元的な相談窓口や、商工会議所及び商工会に「独占禁止法相談ネットワーク」(全国約2,700か所)を設置。

原油等の価格上昇分の転嫁に関する周知徹底

- ・平成19年7月25日に、公正取引委員会及び中小企業庁は、下請代金法の「買ったたき」に関する内容を具体的に説明するガイドブックを作成し、親事業者約8万社に周知。
- ・平成19年8月24日に、中小企業庁は、関係事業者団体(613団体)に対し、下請振興法に基づく「振興基準」の周知徹底等の適切な措置を講ずることを要請する通達を发出。
- ・平成17年には国土交通大臣が、平成18年に事務次官が日本経済団体連合会及び日本商工会議所に対し、荷主企業に対し適切なコスト分担に関する理解と協力を要請。

下請代金法・独占禁止法の厳格な運用等

- ・平成19年6月20日に、経済産業省は、価格スライド制などのベストプラクティスを盛り込んだ業種毎の下請適正取引等の推進のためのガイドラインを策定し、公表。
- ・下請代金法に規定する買ったたきを含め、下請代金法違反行為に対して厳正に対処してきたところ。
(平成18年度実績：親事業者49,268社及び下請事業者266,128名に対し書面調査を実施し、勧告11件、措置請求1件、警告7,241件の措置を講じた)
- ・公正取引委員会は、平成18年度に中小企業庁長官から措置請求を受け、平成19年4月、代金の減額を行った照明器具等製造業者に対し、勧告した。

2. 建設業、漁業、農林業、運送業、石油販売業など業種別対策

建設業(国土交通省、総務省、公正取引委員会)

- ・平成18年12月に、総務省、国土交通省は、地方公共団体に対し「低入札価格調査制度の運用に当たっては、具体的な判断基準の設定に努め、当該基準を満たさない入札を失格とする等厳格な運用を図る」等を要請。
- ・平成19年6月に、国土交通省は、元請下請間の対等な関係の構築と公正で透明な取引の実現を図るため、「不当に低い請負代金の禁止」等に係る建設業法令遵守ガイドラインを策定し、その周知・徹底を精力的に実施。
- ・公正取引委員会は、公共工事における著しい安値入札に関し、独占禁止法で禁止する不当廉売として問題のある行為が認められた場合には、厳正に対処するとの方針の下、平成16年度においては2件の事件について警告を行い、平成19年6月には5件の事件について警告を行った。

漁業(農林水産省)

- ・燃油タンクの整備等による流通コスト削減の取り組みを支援するとともに、省エネ型漁業への転換を支援し燃油使用量を抑制。
経営体質強化緊急総合対策基金：17年度補正：36億円等
- ・省エネルギー技術等の優良な新技術の実証・開発を支援し、水産業の省エネルギー化を促進。
省エネルギー技術導入促進事業：9.2億円

農林業(農林水産省)

- ・都道府県、市町村、農業者団体等が、太陽熱や地熱水等の石油代替エネルギーを利用した温室の導入を支援する。
強い農業づくり交付金：341億円の内数
- ・石油に頼らない施設園芸を実現するため、トリジェネレーションシステムや小型水力発電を利用した温室、集出荷施設等の導入を推進。
施設園芸脱石油イノベーション推進事業：3.7億円

運送業(国土交通省)

- ・平成15年12月の政府・与党申し合わせの「道路関係四公団民営化の基本的枠組みについて」において、高速国道料金を平均1割程度引下げることとされた際の割引メニューのひとつとして「深夜割引」を導入。
- ・内航海運業においては、下請代金支払遅延等防止法改正を踏まえ、平成17年1月、原油価格高騰を踏まえた公正な取引のためのガイドラインを日本内航海運組合において自主作成し、事業者へ配布・周知済み。
- ・低公害車(CNG車、ハイブリッド車)、スーパーエコシップ等の導入を促進。

2. 建設業、漁業、農林業、運送業、石油販売業など業種別対策

生活衛生関係営業（クリーニング業、公衆浴場等）（厚生労働省）

- ・国民生活金融公庫の生活衛生セーフティネット貸付等により、原油価格上昇の影響のため、売上や業績が落ち込んでいる営業者に対して、幅広くきめ細やかに資金を供給。また、省エネルギーのために設置又は整備する施設又は設備については、特別利率を適用。
- ・平成17年7月26日に、厚生労働省は、各都道府県あてに、引き続き、一般公衆浴場の確保対策に努めていただくよう要請。

3. 離島、寒冷地など地方の生活関連対策

離島対策（航路、航空路線等）（国土交通省）

- ・離島航路事業者に対し、離島住民の生活に不可欠な航路の維持を図るため、燃料油費の増加等を踏まえつつ、離島航路維持費等を補助（平成19年度：38.4億円、平成18年度補正：8.7億円）
- ・離島路線に就航する航空会社に対する運航費補助金（平成19年度：2.7億円）
- ・離島路線に就航する小型機に係る固定資産税の軽減（通常の1/4～2/3）（平成19年度～20年度減税見込額：約1億円/年）

地方バス路線の維持対策（国土交通省）

- ・バス事業者に対し、地域住民の生活に不可欠なバス路線の維持を図るため、燃料油費の増加等を踏まえつつ、路線維持費等を補助（平成19年度：71.3億円、平成18年度補正：2.6億円）

寒冷地における生活困窮者への支援方策（厚生労働省）

- ・生活保護の受給世帯に対しては、生活保護基準額の中に、暖房等の費用として、冬季加算を設けている（札幌市で4人世帯の場合、11月から3月の5ヶ月間で20万円超）。
- ・低所得者世帯等に対しては、都道府県社会福祉協議会において生活福祉資金制度による貸付が行われており、この中で、暖房用燃料の購入費用など日常生活上一時的に必要な経費（50万円以内）についても貸付の対象としている。

4. 省エネ、新エネなど構造転換対策

省エネルギー技術・設備の開発・導入促進

「NEDOエネルギー使用合理化事業者支援事業」（19年度：269億円の内の数）（経済産業省）
省エネルギー効果が高いと認められる設備導入などについて1/3を補助。



エコドライブ管理システム機器



漁船用高効率エンジン

「省エネルギー技術導入促進事業」（19年度：9.2億円）（農林水産省）
水産業の省エネルギー化を促進するため、省エネルギー等の優れた新技術の実証・開発の取組について1/2を補助。



さんま棒受け網漁業におけるLED技術の導入



フレンドフィン
（プロペラの推進効率向上）

「低公害車（ハイブリッド自動車）の導入促進」（19年度：22億円）（国土交通省）

低公害車（CNG（圧縮天然ガス）車、ハイブリッド車）の導入促進のため、事業者に対し通常車両価格との差額の1/2を補助。



「対策技術率先導入事業」（19年度：10.2億円）（環境省）

地方公共団体が、省エネ技術やバイオマスエネルギー利用施設等の石油代替エネルギーを地方公共団体の施設に率先して導入する際に総事業費の1/2を補助。



太陽光発電



風力発電

4. 省エネ、新エネなど構造転換対策

バイオ燃料・バイオマスエネルギーの開発・導入促進

「バイオマス由来燃料導入実証事業補助金」（19年度：9.5億円）
（経済産業省）

ETBE混合ガソリンを約50か所程度の給油所に流通させ、漏洩対策の
確実性及び常時監視システムの有効性の検証等を20年度にかけて実施。

「バイオ燃料地域利用モデル実証事業」（19年度：85.4億円）
（農林水産省）

原料調達からバイオ燃料の製造・供給まで一貫した大規模実証を行う
モデル性の高い取組に対し、ハード・ソフト両面で支援。

「新燃料の安全性・低公害性評価事業」（19年度：31百万円）
（国土交通省）

ガソリンに高濃度のバイオエタノールを混合した燃料を同燃料対応車に
使用した場合の安全、環境性能について調査。

「エコ燃料利用促進補助事業」（19年度：8億円）（環境省）

バイオエタノールやBDF等のエコ燃料の製造・利用に取り組む事業者に
対し、エコ燃料の利用に必要な設備整備に係る費用の一部を補助する。

石油以外の化石燃料・再生可能エネルギーの開発・導入促進

「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」（19年度：315.8億円）
（経済産業省）

先進的な新エネルギー等導入事業（太陽光発電、風力発電、バイオマス
発電、天然ガスコージェネレーション等）を行う事業者に対して設備
費用の1/3以内の補助を行う。

施設園芸脱石油イノベーション推進事業（19年度：3.7億円）
（農林水産省）

ガス燃焼により発生する電気・熱・CO2を利用するトリジェネレーション
システム、農業用水活用型小型水力発電等に対応した施設野菜の生産・
出荷体制を導入する。

「次世代低公害車の開発・実用化促進事業」（19年度：7.6億円の内数）
（国土交通省）

環境性能を格段に向上させた次世代のバス・トラック等を開発・試作し、
技術的データ取得のための走行試験等を実施。

「再生可能エネルギー高度導入地域整備事業」（19年度：7.5億円）
（環境省）

複数の再生可能エネルギー利用設備を地域に集中的に導入することで、
二酸化炭素排出量の相当程度の削減を図る事業に対し、その事業を行う
民間団体に対して総事業費の1/2の補助を行う。

5. 国際石油市場の安定化への働きかけ

エネルギー外交の強化（外務省、経済産業省）

産油国や消費国、IEA（国際エネルギー機関）をはじめとする国際
機関等への働きかけを通じ、国際石油市場の安定に向けた国際協調を
推進。IEAは我が国の働きかけなど受け、在庫水準の低下が投機を
呼んでおり、生産者側の対応が必要である旨の声明を发出（平成19年
11月7日）。

第3回東アジア首脳会議においても原油価格の高騰が世界経済に及ぼす
懸念を議長声明に盛り込み発出。

産油・産ガス国との多面的な協力関係の強化

開発・精製関連分野を中心とした産油国への技術協力事業、研修生の
受入れ、専門家の派遣等の人的交流事業、産油、産ガス国等への先進的
技術移転や事業環境整備等を行う。

「産油国石油精製技術等対策事業費補助金」

（平成19年度：99.3億円の内数）（経済産業省）

国際省エネルギー協力の戦略的展開

- ・受入研修や専門家派遣による人材育成や日本の省エネ設備の各国での
実証事業などを通じた国際省エネルギー協力を推進。
- ・アジアの産炭国に対する石炭のクリーン利用技術の普及や石炭生産・
保安技術の移転を推進するとともに、産炭国と共同で地質調査等
を行う。（平成19年度：69.1億円）（経済産業省）

核不拡散、原子力安全及び核セキュリティ確保を大前提とした、代替
エネルギーとしての原子力平和利用拡大を可能とするための国際協力を
主導。

最近の主なエネルギー外交

- | | |
|--------|---------------------------------------|
| 8月23日 | 第1回東アジア首脳会議（EAS）エネルギー大臣会合
（シンガポール） |
| 9月8～9日 | APECシドニー首脳会議
（豪：シドニー） |
| 11月21日 | 第3回東アジア首脳会議（EAS）
（シンガポール） |